

# 個人情報取扱規程

株式会社 電力サポートスタッフ

# 個人情報取扱規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、当社が、「法」(第2条第11項に定義する法をいう。)、 「政令」(第2条第12項に定義する政令をいう。)、 「規則」(第2条第13項に定義する規則をいう。 ) 及び「ガイドライン」(第2条第14項に規定するガイドラインをいう。 ) に基づき、 当社の取り扱う個人データ(第2条第6項に定義する個人データをいう。 ) の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。<sup>1</sup>

①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の近くによつては認識できない方式をいう。 ) に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて評された一切の事項(個人識別符号を除く。 ) をいう。以下同じ。 ) により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。 )<sup>2</sup>

②個人識別符号が含まれるもの<sup>3</sup>

2 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別紙1で定めるものをいう<sup>4</sup>。

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、

<sup>1</sup> 法2条1項(個人情報の定義)。同項2号は個人識別符号。

<sup>2</sup> 法2条1項1号(個人識別符号以外の個人情報)

<sup>3</sup> 法2条1項2号(個人識別符号)

<sup>4</sup> 法2条2項(個人識別符号の定義)。令1条、規則3条、4条、GL(通則編)2-2において具体的に規定されているが詳細にわたるため、規程本体に定義することは適当ではないと考え、別紙1において記載している。

記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの<sup>5</sup>

②個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの<sup>6</sup>

3 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして別紙2で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

<sup>7</sup>

4 「個人情報データベース等」とは、(i)特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び(ii)これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいい、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。<sup>8</sup>

①不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

②不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

③生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

5 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。<sup>9</sup>

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）

④ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項

<sup>5</sup> 法2条2項1号（身体的符号に関する符号の定義）

<sup>6</sup> 法2条2項2号（個人に割り当てられる符号の定義）

<sup>7</sup> 「要配慮個人情報」は法2条3項、令2条各号、規則5条各号において定められるが、詳細にわたるため、規程本体において定義するのは適当ではないと考え、別紙2で具体的に記載している。

<sup>8</sup> 法2条4項、令3条2項（個人情報データベース等の定義）。①から③までのいずれにも該当するものは、「個人情報データベース等」から除外される（令3条1項）。市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム等が該当する（GL（通則編）2-4

<sup>9</sup> 法2条5項

に規定する地方独立行政法人をいう。)

6 「個人データ」とは、個人情報のうち、個人情報データベース等を構成するものをいう。

10

7 「保有個人データ」とは、個人データのうち、開示、訂正、利用停止等の権限を有するものであって、以下のものを除く。<sup>11</sup>

①6月以内に消去することとなるもの

②当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

③当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

④当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの

⑤当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

8 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。<sup>12</sup>

9 「従業者」とは、当社の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。<sup>13</sup>

10 「事務取扱責任者」とは、当社の個人データの管理に関する責任を担う者をいう。

11 「法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。

12 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）をいう。

13 「規則」とは、個人情報保護委員会が定める規則をいう。

14 「ガイドライン」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成29年3月 個人情報保護委員会）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年11月 個人情報保護委員会）を総称したものをいう。